証券コード　4883
2022年３月11日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号
株式会社モダリス
代表取締役社長　森田　晴彦

# 第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

**なお、株主総会会場では新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を講じる予定ではございますが、株主の皆様の安全を第一に考え、当日のご来場はお控えいただきますよう、お願い申し上げます。**

**当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって事前に議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら2022年３月28日（月曜日）午後５時までに後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**1. 日　　時**　2022年３月29日（火曜日）午前10時
（受付開始　午前９時30分予定）

**2. 場　　所**　東京都中央区日本橋室町１丁目５番５号
室町ちばぎん三井ビルディング（COREDO室町３）８階
日本橋ライフサイエンスハブ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**3. 目的事項**

**報告事項**

1. 第６期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第６期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

●株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトにて、株主総会ご来場される際のご協力のお願い等、また今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合にお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

＜当社ウェブサイト＞
https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/

# 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

**ご 推 奨**

## 書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限**

**2022年3月28日(月)**
**午後5時までに到着**

## インターネット



当社指定の議決権行使サイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

**行使期限**

**2022年3月28日(月)**
**午後5時までに行使**

## 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

**株主総会開催日時**

**2022年3月29日(火)**
**午前10時**
**受付開始:午前9時30分(予定)**

### インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

**議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。**

**1** 同封の議決権行使書用紙右片のQRコードを読み取ってください。

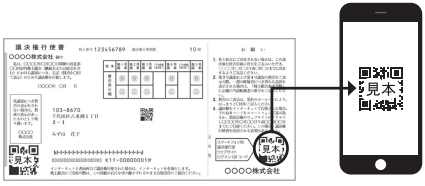


※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

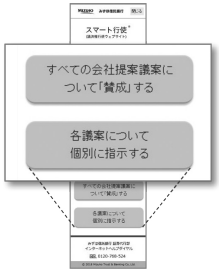


**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

**議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。**

**※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。**

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

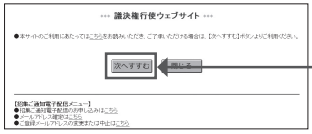


「次へすすむ」をクリック

**2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

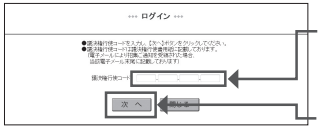


「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

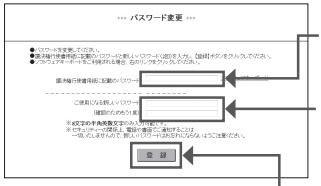


「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル**

**0120-768-524** 受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

**第１号議案　　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件**

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,363,840,039円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するとともに、将来の資本政策の機動性や柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、１株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

１．資本金の額の減少の内容

(1)　減少する資本金の額
　　資本金の額を681,920,020円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2)　資本金の額の減少が効力を生ずる日
　　2022年５月16日を予定しております。

２．資本準備金の額の減少の内容

(1)　減少する資本準備金の額
　　資本準備金の額を681,920,019円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2)　資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
　　2022年５月16日を予定しております。

３．その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は０円となります。

(1)　減少する剰余金の項目及びその額
　　その他資本剰余金　　1,363,840,039円

(2)　増加する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　1,363,840,039円

**第２号議案　　定款一部変更の件**

（１）提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。 また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第１条～第14条　＜条文省略＞<br><br>第15条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | 第１条～第14条　＜現行どおり＞<br><br>＜削除＞ |

（下線は変更部分を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| ＜新設＞ | 第15条　（電子提供措置等）<br>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| 第16条～第40条　＜条文省略＞ | 第16条～第40条　＜現行どおり＞ |
| ＜新設＞ | （附則）<br>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。<br>2. 前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。<br>3. 本附則は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日いずれか遅い日後にこれを削除する。 |

**第３号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 森田（もりた）　晴彦（はるひこ） | 1969年８月９日生 | <再任> |

**所有する当社株式の数**　5,194,500株
**取締役会への出席状況**　100%（18回/18回中）

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1994 年　４月　麒麟麦酒株式会社（現 協和キリン株式会社）　入社
2002 年　１月　Booz Allen Hamilton Inc.（現 PwC Strategy &）　入社
2003 年　11月　ワイズセラピューティックス株式会社 経営企画部長 兼 事業企画部長
2004 年　４月　株式会社シンク・アンド・ゴー 代表パートナー
2004 年　５月　株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント 取締役（現任）
2006 年　３月　株式会社レグイミューン 代表取締役CEO
2015 年　５月　株式会社オルファビオ 代表取締役CEO
2015 年　５月　合同会社ブラッドアレイ 有限責任社員
2016 年　１月　当社 代表取締役社長（現任）
2016 年　４月　EdiGENE Inc.（現 Modalis Therapeutics Inc.）CEO（現任）

**【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】**

当社設立時から創業者として代表取締役を務め、高いビジョンを持ち、時代の先を読む視点から当社及び当社グループをリードし、事業の拡大や企業価値向上に尽力してきました。同氏は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループ全体の企業価値向上に資する役割を務めており、当社グループの更なる成長と企業価値向上に不可欠であると判断し、同氏を引き続き当社取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年２ヶ月となります。

候補者番号 2

## 竹田（たけだ） 英樹（ひでき）

1958年９月25日生

＜再任＞
＜社外取締役＞
＜独立役員＞

**所有する当社株式の数** 193,300株
**取締役会への出席状況** 100%（18回/18回中）

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1983 年 ４ 月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社） 入社
2009 年 １ 月 株式会社Medical Patent Research 代表取締役（現任）
2011 年 ２ 月 株式会社日本網膜研究所（現 株式会社ヘリオス） 代表取締役
2016 年 １ 月 当社 社外取締役（現任）
2018 年 ２ 月 株式会社シーテックス 社外取締役（現任）
2019 年 ３ 月 シンクサイト株式会社 社外監査役（現任）
2020 年 12月 株式会社バイカ・セラピュティクス 社外取締役（現任）
2021 年 ３ 月 リードファーマ株式会社 社外監査役（現任）

**【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由及び期待される役割】**

バイオメディカルの知的財産権分野等において、藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）にて20年以上の豊富な知識及び幅広い見識を有し、また知的財産権のコンサルティング企業の経営者としての経験や見識を当社は高く評価しており、同氏を当社社外取締役候補者といたしました。引き続き社外取締役として当社の知的財産権に関する戦略への助言、また経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年２ヶ月となります。

候補者番号 3

## ジョセフ・マクラッケン

1953年４月24日生

＜再任＞
＜社外取締役＞

**所有する当社株式の数** － 株
**取締役会への出席状況** 100%（18回/18回中）

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1997 年 11月 Rhone-Poulenc Rorer Pharmaceuticals VP Worldwide Business and Technology Development
2000 年 ８ 月 Genentech VP Business Development
2011 年 ７ 月 Roche VP Global Head of Business Development and Licensing
2013 年 10月 Savara Inc.（SVRA） Board member（現任）
2015 年 12月 株式会社レグイミューン 社外取締役（現任）
2018 年 ８ 月 当社 社外取締役（現任）
2019 年 10月 Neuropore Therapies Inc. Board member（現任）
2020 年 ３ 月 Lumos Pharma, Inc. （LUMO） Board member（現任）

**【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由及び期待される役割】**

複数の多国籍の製薬企業において事業開発部門のヘッドなど要職を務め、製薬業界で優れた実績を有し、研究開発を基礎とした事業分野における豊富な経験と高い見識から、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言をいただいており、当社の企業価値の向上を図るうえで必要な人材と判断し、同氏を当社社外取締役候補者といたしました。引き続き社外取締役として、当社の事業分野における助言とグローバルな視点から経営に対する提言を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年７ヶ月となります。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。なお、森田晴彦氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメントが保有する株式数4,831,800株を含めた実質所有株式数を記載しております。
4. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏との間で、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、2016年１月以降の当社に所属する取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり候補者の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。
6. 当社は、取締役候補者竹田 英樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第４号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | **嶋根（しまね）　みゆき** | 1953年11月24日生 | ＜再任＞<br>＜社外取締役＞<br>＜独立役員＞ |

**所有する当社株式の数**　－ 株
**取締役会への出席状況**　100%（18回/18回中）
**監査等委員会への出席状況**　100%（18回/18回中）

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1975 年　４ 月　中外製薬株式会社 入社
2005 年　４ 月　早稲田大学理工学術院 共同研究員 講師
2018 年　12月　当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021 年　５ 月　株式会社Trans Chromosomics 社外取締役（現任）

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】**

中外製薬株式会社において一貫して医薬品の研究開発事業に携わり、創薬に関する高度な専門的知識と長年の経験から幅広い見識を有しており、監査等委員である取締役として当社事業に対する監査の実施と取締役会の内外において的確な助言をいただいております。今後も当社監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行し、また当社事業及び経営全般に対する監視と助言の役割を期待して同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年３ヶ月となります。

| 候補者番号 | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | 田島（たじま） 照久（てるひさ） | 1971年8月4日生 | <再任><br><社外取締役><br><独立役員> |

**所有する当社株式の数** 10,000株
**取締役会への出席状況** 100%（18回/18回中）
**監査等委員会への出席状況** 100%（18回/18回中）

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1995 年 10月 中央監査法人 入所
2000 年 6 月 公認会計士登録
2004 年 6 月 株式会社ロングリーチグループ 社外監査役（現任）
2010 年 2 月 田島公認会計士事務所 代表（現任）
2014 年 9 月 株式会社PRISM Pharma（現 株式会社PRISM BioLab） 社外監査役（現任）
2014 年 9 月 トーセイ・リート投資法人 監督役員（現任）
2014 年 9 月 オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役（現任）
2016 年 1 月 当社 社外監査役
2016 年 3 月 レナセラピューティクス株式会社 社外監査役（現任）
2018 年 8 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2018 年 9 月 株式会社ニュージェン・ファーマ 社外監査役（現任）
2018 年 10月 株式会社S'UIMIN 社外監査役（現任）
2018 年 10月 OiDE BetaRevive株式会社 会計参与（現任）
2020 年 3 月 OiDE OptoEye株式会社 会計参与（現任）
2021 年 2 月 ジェイファーマ株式会社 社外監査役（現任）

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】**

公認会計士として監査法人において要職を歴任したほか、公認会計士事務所の経営、多様な業界・企業における経験から、幅広い知見と内部統制の分野における高い専門性を有しており、独立した立場と客観的な視点から当社の経営を監視して取締役会の内外において的確な助言をいただいております。かかる経験・実績を踏まえて、今後も引き続き当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督への貢献を期待し、当社の監査等委員である取締役の候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年７ヶ月となります。

| 候補者番号 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 古田（ふるた） 利雄（としお） | 1962年２月４日生 | ＜再任＞<br>＜社外取締役＞<br>＜独立役員＞ |

**所有する当社株式の数**　－ 株
**取締役会への出席状況**　100%（18回/18回中）
**監査等委員会への出席状況**　100%（18回/18回中）

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1991 年　４ 月　篠崎芳明法律事務所（現 篠崎・進士法律事務所）　入所
1993 年　４ 月　古田利雄法律事務所 設立（現 弁護士法人クレア法律事務所）代表社員（現任）
2016 年　６ 月　ネットイヤーグループ株式会社 取締役（監査等委員）（現任）
2016 年　９ 月　株式会社キャンバス 取締役（監査等委員）（現任）
2018 年　12月　当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021 年　２ 月　ジェイファーマ株式会社 社外監査役（現任）

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】**

弁護士として、また法律事務所の経営者として企業法務の分野にて高度かつ専門的な知識と豊富な経験を有し、特に法務、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの分野において、独立的な立場及びグローバルな観点から当社の経営全般に対し的確かつ有意義な助言をいただいております。これらを踏まえ、同氏の高い専門性と経験により当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化への貢献と取締役会の意思決定に際して、社外・独立的な立場からの経営の監督並びに適切な指摘等を期待し、同氏を引き続き当社の監査等委員である取締役の候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年３ヶ月となります。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。
4. 当社は、監査等委員である社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏との間で、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、2016年１月以降の当社に所属する取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり候補者の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。
6. 当社は、監査等委員である取締役候補者 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、各氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】取締役会の構成及び各取締役のスキルマトリクス

本総会において、第３号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び第４号議案の監査等委員である取締役候補者が選任された場合

| 氏 名 | 当社における地位及び担当等 | 在任年数 | 企業経営 | 研究開発 | 知的財産 | 事業開発 | グローバルビジネス | 財務・会計・税務 | 法務コンプライアンス |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森田 晴彦 | 代表取締役社長 | ６年２ヶ月 | ● | ● | | ● | ● | | |
| 竹田 英樹 | 社外取締役<br>独立役員 | ６年２ヶ月 | ● | | ● | | | | |
| ジョセフ・マクラッケン | 社外取締役 | ３年７ヶ月 | ● | ● | | ● | ● | | |
| 嶋根 みゆき | 社外取締役<br>常勤監査等委員<br>独立役員 | ３年３ヶ月 | ● | ● | | | | | |
| 田島 照久 | 社外取締役<br>監査等委員<br>独立役員 | ３年７ヶ月 | ● | | | | | ● | |
| 古田 利雄 | 社外取締役<br>監査等委員<br>独立役員 | ３年３ヶ月 | ● | | | | | | ● |

（注）1. 取締役会を構成する取締役の専門分野をマトリクスにて示すもので、各取締役の有するスキル及び期待されるスキルのうち主なものに「●」印をつけております。

2. どのスキルを有するかについては、スキル項目に関係する専門資格のほか、スキルにかかわる業務経験や役職の経験に基づき判断しております。

3. 人事、人材開発等の人財戦略は、企業経営に含めております。

**第５号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件**

現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2018年８月15日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた年額200,000千円以内とする基本報酬、及び2021年３月30日開催の当社第５回定時株主総会において上記報酬枠とは別枠でご承認いただいた年額100,000千円以内（うち社外取締役81,400千円以内）とする事後交付型株式報酬制度に関する報酬で構成されております。

このたび、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることを目的として、上記報酬の構成を一部見直し、事後交付型株式報酬に係る新規ユニットの付与は行わず、以降は下記のとおりの内容で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を付与したいと存じます。併せてストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内）とすることについて、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名（うち社外取締役２名）でありますが、本株主総会における第３号議案が原案どおり可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名（うち社外取締役２名）となります。

本件ストック・オプションは、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を図るためのものであり、取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

記

（１）　新株予約権の目的となる株式の種類及び数又は算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。

但し、本新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づ

く株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割・併合の比率

② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行または処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

③ 本項の定めに基づき本新株予約権１個当たりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

（2） 新株予約権の総数

各事業年度に定時株主総会の日から１年以内に発行する本新株予約権の数は300個を上限とする。

（3） 本新株予約権と引き換えに払い込む金額

本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権１個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額と本新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割または併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数の①に記載の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が、(i)時価を下回る１株当たりの払込金額での普通株式の発行または処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、または(ii)時価を下回る１株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利を意味する。以下同じ。）の発行または処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求または一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべ

き金額を意味するものとし、以下同様とする。
なお、本②において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。
上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。
イ　「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
ロ　当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
ハ　当社が潜在株式等を発行または処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行または処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式１株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
③ 本（４）②の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
④ 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
⑤　当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本（４）②に基づく調整は行われないものとする。
⑥ 本（４）の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知または公告するものとする。
（５）　新株予約権を行使することができる期間
割当日以後10年を経過する日までの範囲で当社取締役会が定めるものとする。
（６）　新株予約権の行使の条件
① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（８）当社が本新株予約権を取得することができる事由の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとす

る。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 当社が（8）当社が本新株予約権を取得することができる事由の①に定める組織再編行為を行うときに、当該組織再編行為にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編対象会社（合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。））の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 権利者が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑤ 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、１株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

⑥ 新株予約権につき、会社の書面による承諾なく、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできない。

⑦ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（7） 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

（8） 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第２項又は第274条第３項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 権利者が当社の都合により下記いずれの身分とも喪失し２年を経過した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

(i)当社又は子会社（会社法第２条第３号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役
(ii)当社又は子会社の使用人

④ 権利者が自己都合により下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
(i)当社又は子会社（会社法第２条第３号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役
(ii)当社又は子会社の使用人

⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
(i)権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
(ii)権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
(iii)権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
(iv)権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
(v)権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
(vi)権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
(vii)権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
(viii)権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(9) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、本株主総会において第５号議案が承認可決されることを条件に、以下のとおり変更いたします。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等の経営環境や他社の水準等を考慮のうえ、役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
具体的には、報酬体系を基本報酬及び株式報酬の2つから構成し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定することとする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3．非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）に対して新株予約権（ストック・オプション）及び事後交付型株式報酬（RSU）を付与する。

新株予約権の付与は、株主総会で認められた条件の範囲で、企業価値の向上のための中長期的なインセンティブとして、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）に対して、役割と責任に応じた役職別の一定の基準に基づき、適宜の時期に取締役会にて協議して割当数量を決定するものとする。

事後交付型株式報酬（RSU）は新規のユニット付与を行わず、対象取締役に対して既に付与されたユニットは、2021年３月30日から2022年３月29日までの役務期間について、対象期間の終了した2025年３月開催予定の株主総会開催日以降にユニット付与時の当社取締役会決議にて定めた数の当社株式及び金銭を支給するものとする。

事後交付型株式報酬（RSU）の付与は以下のとおりとする。

① ユニットの付与

対象期間（定時株主総会から４年後に開催予定の定時株主総会の前日まで）中の勤務継続を条件に、各役務提供期間（対象期間の開始日から、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までの期間とする。）における、各対象取締役の職責の大きさ等に応じた基準金額及び各対象取締役に付与するユニット数を取締役会で決定する。

② 当社株式の割当

対象期間満了後、１ヶ月以内に開催される取締役会において各対象取締役に付与されたユニット数に基づき、各対象取締役に支給する当社株式の数及び金銭の額を決定する。

③ 当社株式の交付の方法

あらかじめ定めた対象期間終了後に対象取締役に対し当社普通株式を割当てるものであり、上記②で決定された各対象取締役に支給する当社株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社株式の割当てを受ける。

④ 退任時の取扱い

対象取締役が対象期間中に当社の取締役の地位を喪失した場合、取締役会が認める場合に限り、対象期間における地位喪失時までの在任期間を踏まえて取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した数の当社株式及び額の金銭を、合理的に調整した時期に支給する。

4．金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬の割合については、各取締役の役位・職責に応じて、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、当社の業績等を踏まえて決定するものとする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に検討のうえ、算定し、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会で審議のうえ、決定することとする。

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員である取締役の協議に基づき決定することとする。

以上

（添 付 書 類）

# 事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年１月１日～2021年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及等により経済活動及び社会生活は年中盤にかけて復活の様相をみせたものの、後半にかけて蔓延したオミクロン株により引き続き先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループは、「Every Life Deserves Attention（すべての命に、光を）」を経営理念として掲げ、そのほとんどが希少疾患に属する遺伝子疾患に対して画期的な新薬を提供することを目標とし、研究開発を行っております。技術的基盤となるCRISPR-GNDM®プラットフォームを元に、世界初のCRISPRを用いた遺伝子制御治療を開発する会社として2016年の設立から６期目に当たる当連結会計年度にいたるまで、リーディングカンパニーとして最先端の研究をリードし続けてまいりました。この成果を結実させるべく当期は臨床試験に向けた取り組みを本格化させた期となりました。

これまでにも当社グループは自社及びパートナーとの提携によりCRISPR-GNDM®技術を用いたプログラムの開発を進めてまいりましたが、より効率的でスピーディーな研究開発と、開発ノウハウの水平展開を目指して当社機能の幅を広げる取り組みを開始いたしました。これにより自己資金で治療薬の開発を行う「自社モデルパイプライン」の推進のみならず、パートナーと共同で治療薬の開発を行う「協業モデルパイプライン」に対しても自社で確立したノウハウを供与することにより、より高い付加価値を提供できるようになったと考えます。

当連結会計年度においては、MDL-101を中心とした各協業モデルパイプライン及び自社モデルパイプラインの研究開発は順調に進捗しました。リードプログラムであるMDL-101は、複数のパートナーと契約に向けたディスカッションを継続しながら、並行して最速で臨床試験入りを実現すべく開発を継続しております。特に、プロセス開発、GLP試験に向けた準備を行っており、世界でまだ臨床試験が行われたことのない遺伝子制御治療薬となることから、当局との間で試験開始に必要なハードルの確認を行っていくことが重要になると考えております。当社グループでは、2022年第１四半期内にFDA（米国食品医薬品

局）に対してINTERACTミーティングを申請し、2022年中にはPre-INDミーティングの申請を行う予定で準備を進めております。

また、当連結会計年度内においてパイプラインの再編成を行っております。８月にはエンジェルマン症候群を対象としたMDL-206をアステラス社からの権利の返還を受けて、研究に必要な材料の各種ライセンスを独自に再取得し、自社として研究ができる体制を再構築いたしました。一方、MDL-204はアステラス社の中止判断に伴い、当社でもプログラム継続を行わない判断を行いました。このように研究段階から費用と期間のかかる開発段階に移行する時点でステージゲートを設けて適切なGo/No Go判断を行うことは、限りあるリソースのアロケーションを最適化し、その後の成功確率を高めるために重要であると考えます。一方で、当社は新たなターゲット領域の設定とプログラムのインキュベーションを行っており、これらが一定のクライテリアを達成した段階でプログラムとして昇格し、リソースを投入して開発を進めていく予定です。

当社グループは2020年４月にEditas社とCRISPR/Cas9の基本特許に関するライセンス契約を締結しておりますが、2021年４月には本ライセンスについてアステラス社とMDL-201及び202のターゲット遺伝子に対するサブライセンス契約を締結しました。当社グループでは、自社特許とともに製造販売に必要となる外部特許の導入を行っており、これにより当社グループのパイプラインのFTO（Freedom to Operate）を確保し、重層的な知財によるプロダクトの保護を行うことで、パートナリングに必要な知財をワンストップで提供できるパッケージ化を実現しています。

10月には当社の研究開発拠点である米国子会社を、マサチューセッツ州ケンブリッジ市から近郊のウォルサム（Waltham）市に拡張移転を行いました。これにより、当社は前述の製造関連の機能を擁するとともに、研究開発の機能をさらに拡大する基盤を手にすることができました。床面積にして３倍の拡大となり、近接するケンブリッジ市を中心とするボストンエリアの優秀な人材を吸引する機会となることを期待しています。移転から現在までの間にさらに研究員を増員しており、米国子会社は約30人の態勢になりました。なお、米国は完全雇用に近い状態になっており、人材の獲得競争は激しさを増していますが、その状況下にあっても当社グループは有能な人材の確保と高いリテンションを維持することができております。

また、当社グループはCRISPR-GNDM®技術の確立及び各パイプラインで上げた成果について、2022年５月に米国ワシントンDCで開催のASGCT（米国遺伝子細胞治療学会）の年会で報告の予定です。遺伝子制御技術のリーダーとして技術の課題とその解決策、そして治療への応用を共有し、業界の更なる発展に寄与していく所存です。

なお、当連結会計年度の経営成績等において新型コロナウイルス感染症によ

る影響は限定的と考えております。

以上の結果、事業収益は1,100千円（前期比99.7%減少）、営業損失は1,239,444千円（前期は営業損失398,351千円）、経常損失は1,231,299千円（前期は経常損失439,549千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は738,956千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失448,407千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資の総額は、総額179,438千円であり、主に、米国子会社のラボを拡張し、研究機器の設備投資をいたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団の対処すべき課題

当社グループでは、継続企業として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

① 研究開発活動における課題

当社グループは、創薬プラットフォームシステム：CRISPR-GNDM®技術を保有・活用しており、既存のモダリティでは実現しえなかったターゲットに対する創薬を実現できるという大きな技術的優位性があると考えております。また、CRISPR-GNDM®技術より創出される遺伝子治療の活用はこれまで困難であった希少疾患への医薬品開発への大きな可能性を秘めております。現在、当社ではCRISPR-GNDM®技術の更なる強化とそれを用いた自社・提携プログラムの開発を進めております。当社グループは、自社技術の優位性を確保し続けるため、国内外の製薬企業及び研究機関等との共同研究を推進しつつ、今後も自社内における研究開発、その体制の強化及び知財ポジションの強化を進める所存であります。

② 営業活動における課題

当社グループのCRISPR-GNDM®技術を利用した治療薬をより多くの疾患に対して提供するためには、「幅のある開発」と「バリューチェーンの補完」を実現しなければなりません。そのためには、パートナーとより多くのターゲットに対する共同研究開発を実現する連携体制を構築し、また成果物のライセンス契約を進めて販売までの道筋をつくっていく必要があります。国内外の製薬企業と現在ある戦略的かつ補完的な相互関係をさらに広げ、研究開発体制の整備・充実と連動した戦略的な営業活動が重要だと考えております。

③ 内部管理・統制における課題

当社グループの創薬によって患者や医療システムを通じて社会に貢献するため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題の一つであると認識しております。研究開発の適正な意思決定と運営管理を行い、経営の健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に治療薬を生み出すことが、ひいては企業価値を向上させることに繋がると考えております。患者、医療従事者、株主をはじめ、すべてのステークホルダーから信頼をいただけるよう、社会に対して説明可能な意思決定及び事業の遂行をしていくことが重要だと考えております。

④ 資金調達における課題

当社グループは、CRISPR-GNDM®技術による創薬を拡大し、また今後の自社開発を実現するために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

⑤　人材の獲得における課題

当社グループは、世界中の製薬会社・バイオベンチャーが研究拠点を置く米国マサチューセッツ州ケンブリッジ市を中心とするボストンエリアのウォルサム市に100％出資の研究開発拠点となる現地法人 Modalis Therapeutics Inc.を置き、ハーバード大学出身のPh.D.（博士）を中心に世界中から集まる研究人材へのアクセスを高めております。これによりコア・コンピタンスとなるプラットフォーム技術の強化及び創薬研究を高いレベルで維持し、国際的な競争力を実現しております（2021年12月末時点でPh.D.は12人）。また、治験薬製造などコア以外の機能は外部協力業者を活用し、資本効率を高められるようなリソース配分を行っております。今後、開発の加速、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、必要に応じて適切かつ十分な人材確保に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

| | | 第３期<br>2018年12月期 | 第４期<br>2019年12月期 | 第５期<br>2020年12月期 | 第６期<br>2021年12月期<br>当連結会計年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 | (千円) | 65,297 | 644,500 | 342,000 | 1,100 |
| 経常利益<br>または経常損失（△） | (千円) | △213,390 | 146,351 | △439,549 | △1,231,299 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>または親会社株主に帰属する当期純損失（△） | (千円) | △217,909 | 140,528 | △448,407 | △738,956 |
| １株当たり当期純利益<br>または1株当たり当期純損失（△） | (円) | △10.84 | 5.96 | △17.02 | △25.70 |
| 総資産 | (千円) | 1,224,508 | 3,938,428 | 6,277,017 | 6,069,137 |
| 純資産 | (千円) | 1,201,779 | 3,842,542 | 6,206,857 | 5,549,212 |
| １株当たり純資産額 | (円) | △14.84 | 153.09 | 217.67 | 191.57 |

(注) 1.　事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2.　当社は、2019年12月22日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算出しております。

3.　当社グループでは、第４期より連結計算書類を作成しており、第３期は参考として連結財務諸表の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| | 第３期<br>2018年12月期 | 第４期<br>2019年12月期 | 第５期<br>2020年12月期 | 第６期<br>2021年12月期<br>当事業年度 |
|---|---|---|---|---|
| 事業収益 (千円) | 65,297 | 644,500 | 342,000 | 1,100 |
| 経常利益<br>または経常損失（△) (千円) | △228,981 | 128,822 | △467,548 | △1,277,595 |
| 当期純利益<br>または当期純損失（△) (千円) | △229,932 | 127,899 | △468,758 | △793,047 |
| １株当たり当期純利益<br>または1株当たり当期純損失（△) (円) | △11.44 | 5.43 | △17.79 | △27.58 |
| 総資産 (千円) | 1,208,442 | 3,897,549 | 6,196,133 | 5,921,792 |
| 純資産 (千円) | 1,191,802 | 3,819,701 | 6,165,582 | 5,446,692 |
| １株当たり純資産額 (円) | △15.33 | 152.18 | 216.22 | 188.03 |

（注）1. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、2019年12月22日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| Modalis Therapeutics Inc. | 5米ドル | 100% | 遺伝子治療薬開発事業 |

(11) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は、遺伝子治療薬開発事業であります。単一セグメントであり、セグメント別の記載はしておりません。

(12) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本社 | 東京都中央区 |

② 子会社

| | |
|---|---|
| Modalis Therapeutics Inc. | Waltham, MA, USA |

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減数 |
|---|---|
| 26名 | 6名増 |

(注) 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 3名 | 0名 | 46.0歳 | 2.9年 |

(注) 従業員数には、臨時従業員1名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　100,400,000株

（2）発行済株式総数　　28,967,500株

（3）株主数　　10,458名

（4）大株主（上位10名）

| 株　主　名 | 持　株　数 | 持 株 比 率 |
|---|---|---|
| 株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント | 4,831,800株 | 16.68% |
| 濡木 理 | 3,542,700株 | 12.23% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,761,900株 | 6.08% |
| 協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合 | 866,300株 | 2.99% |
| SBIフェニックス1号投資事業有限責任組合 | 700,000株 | 2.42% |
| ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合 | 688,800株 | 2.38% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 651,132株 | 2.25% |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND | 605,100株 | 2.09% |
| 野村信託銀行株式会社（投信口） | 603,700株 | 2.08% |
| SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合 | 481,400株 | 1.66% |

（注）　持株比率は自己株式（63株）を控除して計算しております。

## 3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 森田 晴彦 | 代表取締役社長 | Modalis Therapeutics Inc. CEO<br>株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント 取締役 |
| 竹田 英樹 | 取締役 | 株式会社Medical Patent Research 代表取締役<br>株式会社シーテックス 社外取締役<br>シンクサイト株式会社 社外監査役<br>株式会社バイカ・セラピュティクス 社外取締役<br>リードファーマ株式会社 社外監査役 |
| ジョセフ・マクラッケン | 取締役 | Savara Inc.（SVRA）/ Board member<br>株式会社レグイミューン 社外取締役<br>Neuropore Therapies Inc. / Board member<br>Lumos Pharma, Inc.（LUMO）/ Board member |
| 嶋根 みゆき | 取締役<br>(常勤監査等委員) | 株式会社Trans Chromosomics 社外取締役 |
| 田島 照久 | 取締役<br>(監査等委員) | 公認会計士<br>田島公認会計士事務所 代表<br>株式会社ロングリーチグループ 社外監査役<br>クオンタムバイオシステムズ株式会社 社外監査役<br>株式会社PRISM BioLab 社外監査役<br>トーセイ・リート投資法人 監督役員<br>オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役<br>レナセラピューティクス株式会社 社外監査役<br>株式会社ニュージェン・ファーマ 社外監査役<br>株式会社S'UIMIN 社外監査役<br>OiDE BetaRevive株式会社 会計参与<br>OiDE OptoEye株式会社 会計参与<br>ジェイファーマ株式会社 社外監査役 |
| 古田 利雄 | 取締役<br>(監査等委員) | 弁護士<br>クレア法律事務所 代表<br>ネットイヤーグループ株式会社 取締役（監査等委員）<br>株式会社キャンバス 取締役（監査等委員）<br>ジェイファーマ株式会社 社外監査役 |

（注）1. 取締役 竹田 英樹氏及びジョセフ・マクラッケン氏並びに監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、取締役 竹田 英樹氏、監査等委員である取締役 嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役 濡木 理氏は、2021年３月30日開催の第５回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

4. 当社は、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役の嶋根 みゆき氏を常勤監査等委員に選定しております。

5. 監査等委員である取締役 田島 照久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 監査等委員である取締役 古田 利雄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 小林 直樹 | 執行役員 | CFO、経営管理部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 竹田 英樹氏、ジョセフ・マクラッケン氏、取締役（監査等委員）嶋根 みゆき氏、田島 照久氏及び古田 利雄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等

当社は、2021年４月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等の経営環境や他社の水準等を考慮のうえ、役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、報酬体系を基本報酬及び株式報酬の２つから構成し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定することとします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬の額は、2018年８月15日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名（うち社外取締役３名）です。

また別枠で、2021年３月30日開催の第５回定時株主総会において、事後交付型株式報酬として年額100,000千円以内（うち社外取締役分81,400千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名（うち社外取締役２名）です。

監査等委員である取締役の報酬の額は、2018年８月15日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名）です。

③ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

④ 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）に対して新株予約権（SO）を、また取締役（社外取締役を含み、監査等委員を除く）に対して事後交付型株式報酬（RSU）を付与します。

新株予約権の付与は、株主総会で認められた条件の範囲で、企業価値の向上のための中長期的なインセンティブとして、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）に対して、役割と責任に応じた役職別の一定の基準に基づき、適宜の時期に取締役会にて協議して割当数量を決定するものとします。

⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬の割合については、各取締役の役位・職責に応じて、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、当社の業績等を踏まえて決定するものとします。

⑥　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

各取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に検討のうえ、算定し、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会で審議のうえ、決定することとします。

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員である取締役の協議に基づき決定することとします。

⑦　取締役の報酬等の総額等

| 区分 | 支給人数（名） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | 報酬等の総額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） | 3 | 25,200 | 988 | 26,188 |
| （うち社外取締役） | (2) | (1,200) | (804) | (2,004) |
| 取締役（監査等委員） | 3 | 14,010 | － | 14,010 |
| （うち社外取締役） | (3) | (14,010) | － | (14,010) |
| 合計 | 6 | 39,210 | 988 | 40,198 |
| （うち社外役員） | (5) | (15,210) | (804) | (16,014) |

（注）1.　取締役（監査等委員を除く）のうち１名の基本報酬は、無報酬であります。

2.　当社は、2021年３月30日開催の第５回定時株主総会において、事後交付型株式報酬制度の導入及び取締役（監査等委員を除く）に事後交付型株式報酬として対象期間ごとに付与する金銭報酬債権及び金銭の額の上限を100,000千円以内（うち社外取締役81,400千円以内）とする決議をいただいております。取締役の非金銭報酬等は、2021年３月30日開催の第５回定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員を除く）に対する事後交付型株式報酬制度に基づき、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役の竹田 英樹氏は、株式会社Medical Patent Researchの代表取締役、株式会社シーテックスの社外取締役、シンクサイト株式会社の社外監査役、株式会社バイカ・セラピュティクスの社外取締役、リードファーマ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役のジョセフ・マクラッケン氏は、Savara Inc.（SVRA）の Board member、株式会社レグイミューンの社外取締役、Neuropore Therapies Inc. の Board member、Lumos Pharma, Inc.（LUMO） の Board memberであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（常勤監査等委員）の嶋根 みゆき氏は、株式会社Trans Chromosomicsの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（監査等委員）の田島 照久氏は、田島公認会計士事務所の代表、株式会社ロングリーチグループの社外監査役、クオンタムバイオシステムズ株式会社の社外監査役、株式会社PRISM BioLabの社外監査役、トーセイ・リート投資法人の監督役員、オンコセラピー・サイエンス株式会社の社外監査役、レナセラピューティクス株式会社の社外監査役、株式会社ニュージェン・ファーマの社外監査役、株式会社S'UIMINの社外監査役、OiDE BetaRevive株式会社の会計参与、OiDE OptoEye株式会社の会計参与、ジェイファーマ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外取締役（監査等委員）の古田 利雄氏は、クレア法律事務所の代表、ネットイヤーグループ株式会社の取締役（監査等委員）、株式会社キャンバスの取締役（監査等委員）、ジェイファーマ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主要な活動状況

| 氏　　名 | 地位 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 竹田 英樹 | 取締役 | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、製薬業界における20年以上にわたる知的財産権分野の豊富な経験と高い見識から、当社の知的財産権に関する戦略及び経営全般についての発言を適宜行いました。 |
| ジョセフ・マクラッケン | 取締役 | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、多国籍製薬企業での事業開発部門のヘッド及びシニア・ヴァイス・プレジデントを複数務めた豊富な経験と高い見識から、当社の事業戦略及びグローバルな視点からの経営に関する発言を適宜行いました。 |
| 嶋根 みゆき | 取締役<br>(常勤監査等委員) | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、取締役会及び監査等委員会において、医薬品の研究開発に携わった長年の経験と創薬に関する専門的知識に基づき、必要な発言を適宜行いました。 |
| 田島 照久 | 取締役<br>(監査等委員) | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に公認会計士としての豊富な経験と専門的知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を適宜行いました。 |
| 古田 利雄 | 取締役<br>(監査等委員) | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査等委員会18回のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、当社のコンプライアンス体制及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を適宜行いました。 |

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または同法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,900千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,900千円 |

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の算出根拠等を精査したうえで、当該会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 上記の報酬等の額には、前事業年度の監査に係る追加報酬等の額が含まれております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **5,067,043** | **流動負債** | **180,717** |
| 現金及び預金 | 4,936,193 | 未払金 | 107,407 |
| その他 | 130,850 | 未払費用 | 25,684 |
| **固定資産** | **1,002,093** | 未払法人税等 | 19,282 |
| **有形固定資産** | **223,784** | その他 | 28,342 |
| 建物 | 76,885 | **固定負債** | **339,207** |
| 機械装置 | 42,773 | 長期前受金 | 285,559 |
| 工具、器具及び備品 | 97,306 | 役員株式報酬引当金 | 988 |
| 建設仮勘定 | 6,818 | 従業員株式報酬引当金 | 4,775 |
| **無形固定資産** | **705,003** | 繰延税金負債 | 5,052 |
| 特許実施権 | 704,729 | その他 | 42,832 |
| ソフトウエア | 273 | **負債合計** | **519,925** |
| **投資その他の資産** | **73,305** | (純資産の部) | |
| その他 | 73,305 | **株主資本** | **5,544,055** |
| | | 資本金 | 2,744,447 |
| | | 資本剰余金 | 4,066,182 |
| | | 利益剰余金 | △1,266,476 |
| | | 自己株式 | △97 |
| | | **その他の包括利益累計額** | **5,156** |
| | | 為替換算調整勘定 | 5,156 |
| | | **純資産合計** | **5,549,212** |
| **資産合計** | **6,069,137** | **負債及び純資産合計** | **6,069,137** |

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **事業収益** | | **1,100** |
| **事業費用** | | |
| 研究開発費 | 1,009,523 | |
| 販売費及び一般管理費 | 231,020 | 1,240,544 |
| **営業損失** | | **1,239,444** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 57 | |
| 補助金収入 | 205 | |
| 為替差益 | 12,238 | |
| 雑収入 | 355 | 12,856 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,090 | |
| 株式交付費 | 1,523 | |
| 固定資産除却損 | 2,097 | 4,711 |
| **経常損失** | | **1,231,299** |
| **特別利益** | | |
| 受取賠償金 | 485,881 | 485,881 |
| **税金等調整前当期純損失** | | **745,417** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,333 | |
| 法人税等調整額 | △7,794 | △6,460 |
| **当期純損失** | | **738,956** |
| **親会社株主に帰属する当期純損失** | | **738,956** |

（注）金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **4,880,475** | **流動負債** | **183,777** |
| 現金及び預金 | 4,847,579 | 未払金 | 134,507 |
| 前払費用 | 4,703 | 未払費用 | 1,644 |
| その他 | 28,193 | 未払法人税等 | 19,282 |
| **固定資産** | **1,041,316** | 前受金 | 27,859 |
| **無形固定資産** | **704,729** | 預り金 | 483 |
| 特許実施権 | 704,729 | **固定負債** | **291,322** |
| **投資その他の資産** | **336,586** | 長期前受金 | 285,559 |
| 関係会社株式 | 0 | 役員株式報酬引当金 | 988 |
| 関係会社長期貸付金 | 335,858 | 従業員株式報酬引当金 | 4,775 |
| その他 | 727 | **負債合計** | **475,100** |
| | | **(純資産の部)** | |
| | | **株主資本** | **5,446,692** |
| | | **資本金** | **2,744,447** |
| | | **資本剰余金** | **4,066,182** |
| | | 資本準備金 | 3,499,447 |
| | | その他資本剰余金 | 566,735 |
| | | **利益剰余金** | **△1,363,840** |
| | | その他利益剰余金 | △1,363,840 |
| | | 繰越利益剰余金 | △1,363,840 |
| | | **自己株式** | **△97** |
| | | **純資産合計** | **5,446,692** |
| **資産合計** | **5,921,792** | **負債及び純資産合計** | **5,921,792** |

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **事業収益** | | **1,100** |
| **事業費用** | | |
| 研究開発費 | 1,061,287 | |
| 販売費及び一般管理費 | 231,020 | 1,292,308 |
| **営業損失** | | **1,291,208** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 2,086 | |
| 補助金収入 | 205 | |
| 為替差益 | 12,775 | |
| 雑収入 | 68 | 15,136 |
| **営業外費用** | | |
| 株式交付費 | 1,523 | 1,523 |
| **経常損失** | | **1,277,595** |
| **特別利益** | | |
| 受取賠償金 | 485,881 | 485,881 |
| **税引前当期純損失** | | **791,714** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,333 |
| **当期純損失** | | **793,047** |

（注）金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本**

# 独立監査人の監査報告書

2022年２月21日

株式会社モダリス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　　義　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　井　知　倫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モダリスの2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モダリス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**会計監査人の監査報告書　謄本**

## 独立監査人の監査報告書

2022年２月21日

株式会社モダリス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　島　　義　浩

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　坂　井　知　倫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モダリスの2021年１月１日から2021年12月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**監査等委員会の監査報告書　謄本**

# 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月22日

株式会社モダリス　監査等委員会

常勤監査等委員　嶋根　みゆき　㊞

監　査　等　委　員　田島　照久　㊞

監　査　等　委　員　古田　利雄　㊞

(注) 監査等委員嶋根みゆき、田島照久及び古田利雄は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

日　時

**2022年３月29日(火曜日) 午前10時**
(受付開始：午前９時30分)




交通のご案内

**東京メトロ銀座線・半蔵門線**
**「三越前」駅より直結**

**JR総武快速線**
**「新日本橋」駅より直結**

駐車場はございませんので、お車での
ご来場はご遠慮ください 。

会　場

**室町ちばぎん三井ビルディング**
**８階（COREDO室町３）**
東京都中央区日本橋室町１丁目５番５号

スマートフォンやタブレット端末から
右記のQRコードを読み取るとGoogle
マップにアクセスいただけます。

**当日ご来場の際は、当社ウェブサイトに新型コロナウイルス感染症対策などのご案内及びご協力のお願いを掲載しております。
また、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合をはじめ、最新の情報を随時に掲載・更新しておりますので、事前のご確認をお願いいたします。
当社ウェブサイト（https://www.modalistx.com/jp/ir/meeting/）**

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。